

外国人高度人材に対するポイント 制による優遇制度について

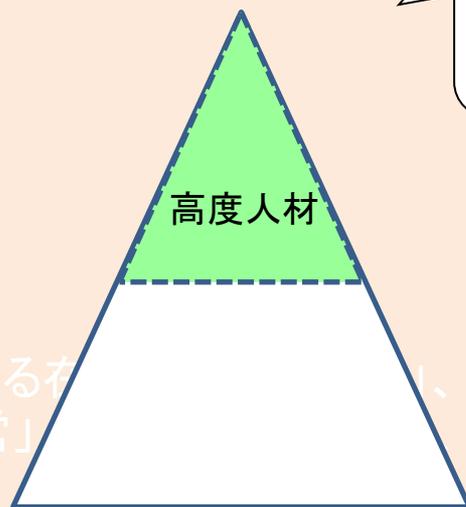
厚生労働省外国人雇用対策課

平成23年6月28日

高度人材に対するポイント制度による優遇制度のイメージについて (※)

(※) 本資料は、イメージであり、関係省庁の案ではありません。

現行入管法により就
労可能な専門的・技術
的分野
(大卒ホワイトカラー・
技術者など)



専門分野の人材

○現行の「専門的・技術的分野」(※)の中で、イノベーションに資することが期待される産業分野において就労する高度外国人材に対し「年収」・「学歴」・「職歴」・「研究実績」などについてポイントを付与。

合格点に達すれば...

○高度人材に対して講ずる優遇措置

- ① 複合的な在留活動の許容
- ② 最長「5年」の在留期間の付与
- ③ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④ 入国・在留手続の優先処理(注1)

○優遇措置を講ずることを検討する事項

- ⑤ 親の帯同の許可(注2)
- ⑥ 家事使用人の帯同の許可(注2)
- ⑦ 配偶者の就労

(注1) 配偶者の就労資格取得手続きを含む。

(注2) 一定の条件(年収等)を満たす高度人材が対象。

ポイント制の導入により優
遇すべき高度人材を客観的
に選定。

ポイントが合格点に達しな
くても、現行入管法における
就労を目的とする在留資格
により入国可能。

(※)ポイント制度の対象となる在留資格は「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「教授」、「投資経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」を想定。

◆ 今後の想定されるスケジュール

23年9月(?)
制度案とりまとめ

平成23年末
(制度施行)

ポイント計算イメージ(※)

(※)本資料は、イメージであり、関係省庁の案ではありません。

イノベーションに資することが期待される産業分野において就労する外国人について、その活動内容を学術研究活動、高度専門・技術活動、経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、「研究実績」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

<高度人材に認められる活動>

- ①学術研究活動(現在の在留資格「教授」、「研究」に相当する活動+関連する事業経営)
- ②高度専門・技術活動
(現在の在留資格「法律・会計業務」に相当する活動+関連する事業経営、
現在の在留資格「医療」に相当する活動+関連する事業経営、
現在の在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」に相当する活動+関連する事業経営)
- ③経営・管理活動(企業(日系・外資系を問わない)の経営・管理活動+関連する事業経営)

<評価項目>

○学歴、職歴(実務経験)、年収、研究実績、その他、ボーナスポイント(日本語能力等)

<ポイント計算の例>

(学術研究活動)

$$25 + 15 + 5 + 25 + 5 = 75$$

(学歴) (職歴) (年収) (研究実績) (日本語能力)

ポイント制の対象となることが想定される産業分野

「ポイントの付与に当たっては、イノベーションに資することが期待される産業分野であることが前提。」

<考えられる例>

○「科学技術基本計画（第三期）」の主要8分野（平成18年3月閣議決定）

- ・「重点推進4分野」に優先的に資源配分
⇒ ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料
- ・「推進4分野」に適切に資源配分
⇒ エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア

○「産学人材育成パートナーシップ」（平成19年10月創設）の分科会9分野

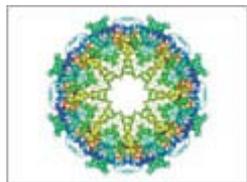
化学分科会、機械分科会、経営・管理人材分科会、原子力分科会、材料分科会、資源分科会、情報処理分科会、電気・電子分科会、バイオ分科会

○「新成長戦略」の戦略7分野（平成22年6月閣議決定）

- (1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
- (2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
- (3) アジア経済戦略
- (4) 観光立国・地域活性化戦略
- (5) 科学・技術・情報通信立国戦略
- (6) 雇用・人材戦略
- (7) 金融戦略

第3期基本計画期間中に重点的に取り組む、主な研究開発課題①

ライフサイエンス分野



タンパク質の構造

(例)

提供：理化学研究所

国民の健康長寿の実現や、感染症への対応、食の安全の確保、食料自給率向上や産業競争力強化を実現するため、タンパク質解析などのポストゲノム研究、研究成果を創薬などに実用化する橋渡し研究、がんや感染症の研究、食料生産・供給に関する研究開発などを推進していきます。

情報通信分野



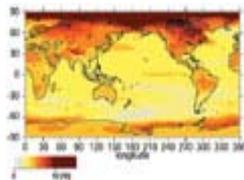
ヒューマノイド

ロボット HRP-2 プロメテ

提供：産業技術総合研究所

世界を魅了するユビキタスネット社会の実現を目指し、次世代スーパーコンピュータのような将来を見据えた基礎的な研究開発から生活で役に立つロボットや次世代ネットワーク、次世代デバイスのような応用・実証的な研究開発まで、幅広く推進していきます。

環境分野



地球シミュレータで

計算された1世紀後の

平均気温上昇量
提供：東京大学、国立環境研究所、海洋研究開発機構

環境と経済を両立し持続可能な発展を実現するため、気候変動や水・物質循環と流域圏、生態系管理、化学物質リスク・安全管理、3R（リデュース・リユース・リサイクル）技術、バイオマス利活用の研究開発を推進し、国際リーダーとして世界へ貢献します。

ナノテクノロジー・材料分野



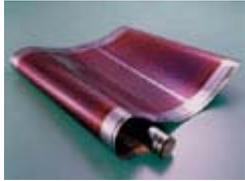
カーボンナノチューブ

による折り鶴
提供：産業技術総合研究所

カーボンナノチューブ、酸化チタン光触媒酸化物半導体、強相関エレクトロニクスなどに代表される世界トップレベルの成果を今後とも創出するため、ナノエレクトロニクス、ナノバイオテクノロジーなどの領域の研究開発に取り組みます。

第3期基本計画期間中に重点的に取り組む、主な研究開発課題②

エネルギー分野



フレキシブル薄膜太陽電池
提供：産業技術総合研究所

世界的なエネルギー需給逼迫や地球温暖化問題への懸念が高まる中、環境と経済の両立を図るため、エネルギーの安定供給確保や環境への負荷低減に貢献する省エネ技術、再生可能エネルギー技術、原子力技術などの研究開発を推進していきます。

ものづくり技術分野



精密金型加工
出典：2005年度版ものづく白書（経済産業省）

製造業は日本の産業の中で最も国際競争力のある分野の一つです。価値創造型ものづくり強化という視点を鮮明にして、従来の製造技術の延長にとどまることなく、「もの」の価値を押し上げるような技術の発展を目指していきます。

社会基盤分野



実大3次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）
提供：防災科学技術研究所

世界一安全な国・日本を実現するために、減災を目指した国土の監視・管理技術や災害などの現場活動を支援する新技術とともに、老朽化した社会資本の大更新時代・少子高齢社会に対応するために、社会資本・都市の再生技術や交通・輸送システム新技術の開発に取り組みます。

フロンティア分野



地球深部探査船「ちきゅう」
提供：海洋研究開発機構

宇宙・海洋のフロンティアにいつでも自在に到達できる技術を確立し、宇宙・海洋の利用のフロンティアをきり拓くために、信頼性の高い宇宙輸送システムや衛星の高信頼性・高機能化技術ならびに次世代海洋探査技術や外洋上プラットフォーム技術の開発に取り組みます。

産学人材育成パートナーシップ「中間取りまとめ」(平成20年7月) 「求められる人材像」

【各分野に共通的な要素(例)】

- ★ それぞれの分野における基礎的な知識
- ★ グローバルな感覚
- ★ マネジメント力のある人材

- ★ 課題発見・解決力
コミュニケーション能力
(課題発見基礎力)

【分野ごとに特有の要素(例)】

機械

「機械分野における基礎的な知識を理解している人材、リーダーシップや発想力等のヒューマンスキルを備えている人材、品質やコスト等の制約条件の下でものを作り上げる能力を有する人材など。」

情報処理

「ITの本質を理解した上で製品・サービスを企画して実現する、デザイン力と現実適応力に優れていること
・優れた分析力・論理構築力に基づき課題の本質を捉え、効果的な解決方法を提案し実践できることなど。」

資源

「従来からの上流開発技術(鉱山、地質、探査、採鉱など)に加え、資源開発国の政治的・文化的側面などの「国際感覚」や、コスト管理などの「マネジメント力」などを備えた人材。」

原子力

「立地地域の社会との橋渡しや国際的なビジネスに必要なコミュニケーション能力、特定の専門分野に軸足を持ちつつ原子力プラント全体を俯瞰できる能力、原子力に関する法律や倫理についての知識、マニュアルのない新しい技術領域に取り組むための応用力。」

新成長戦略21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト

需要面の政策対応による押し上げ

環境・エネルギー

- 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大
- 「環境未来都市」構想
- 森林・林業再生プラン

健康(医療・介護)

- 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等
- 国際医療交流(外国人患者の受入れ)

アジア

- パッケージ型インフラ海外展開
- 法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等
- グローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大
- 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパン海外展開
- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略

観光立国・地域活性化

- 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等
- 「訪日外国人3,000万人プログラム」と「休暇取得の分散化」
- 中古住宅・リフォーム市場の倍増等
- 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

供給面の政策対応による押し上げ

科学・技術・情報通信

- 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成
- 情報通信技術の利活用の促進
- 研究開発投資の充実

雇用・人材

- 幼保一体化等
- 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入
- 新しい公共

金融

総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

現行制度及び新制度案の状況

在留資格 (外国人登録者数・平成21年度末現在)	投資・経営、 法律・会計 (1万人)	人文知識・国際業務 などポイント制度の 対象となる在留資格 (※) (14.8万人)	ポイント制による 高度人材 (新制度イメージ) ・本資料はイメージであり 関係省庁の案ではありません。
対象者	外資系企業の経営者(投資要件500万円)、弁護士など	企業の社員など	②、③のうち一定 の分野でポイント を満たした者
永住許可	10年	10年	<div style="text-align: center;">  優遇 ○3年?5年? </div>
親の帯同	×	×(※※)一部例外あり	○?(※※※)
家事使用人の帯同	△(子どもが13歳未満又は配偶者が病気の場合等) ・平成21年に運用の弾力化	×	○?
配偶者の就労	△ 家族滞在の配偶者は、資格外活動許可を受ければ、分野を問わず28時間まで就労可能	△ 家族滞在の配偶者は、資格外活動許可を受ければ、分野を問わず28時間まで就労可能	○?(専門的・技術的分野に限って、就労時間に関する制限及び学歴・職歴等の要件を緩和する)

(※)ポイント制度の対象となる在留資格は「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「教授」、「投資経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」を想定。

(※※)特定活動のうち高度な研究活動、情報処理活動等の資格で在留する者については例外的に本人及び配偶者の親(養親を含む)の帯同が認められる。

(※※※) (※※)と同様であれば、本人及び配偶者の親(養親を含む)の帯同が認められる。

優遇措置に関する留意点

優遇を受ける高度外国人材の範囲

適切な対象者を選定するため、評価項目、配点等について慎重な検討が必要。

優遇措置の内容	課題
永住許可の早期許可 ※現行は10年	<ul style="list-style-type: none"> ○短期間(例えば3年)の実績のみでは今後の日本における安定した生活が確保されるか懸念がある。 ※永住許可後は単純労働も可能。失業しても在留可能で生活保護の対象にもなる。
親の帯同 ※現行は一部の高度な研究者等のみ可	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで我が国の社会保険制度に拠出していないにもかかわらず、給付を受けられる可能性の高い親の入国をあえて認めることについての合理的説明が困難であり、慎重な検討が必要。 ○医療目的・介護目的の入国等による社会保障制度への悪影響が懸念される。(医療保険など、1人当たり平均年間100万円以上の社会保障への財政影響が生じる。) ○欧州各国においては認められていない。
家事使用人の帯同 ※現行は、外交官、一部の「投資・経営」又は「法律・会計業務」の在留資格で可	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者保護の仕組みが必要。 ○人権侵害発生を防止する措置が必要。 ○安価な単純労働力の流入による国内労働市場への影響を排除する措置が必要。
配偶者の就労 ※現行は資格外活動の許可を得て、28時間まで就労可能	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の労働市場への悪影響を排除する措置が必要。 ○就労目的の在留資格制度があるので、本格的に就労するのであれば、そのための資格を得ることが本来の姿ではないか。

高度人材の親を受け入れた場合の社会保障負担について(粗い計算)

75歳以上	一人当たり 年間医療(介護)費	うち保険料・公費負担	うち自己負担	(備考) 親(無収入)が負担する保険料(年間)
		年間医療(介護)費×0.9	年間医療(介護)費×0.1	
医療保険制度(後期高齢者医療制度)	88.2万円(H21年度)	79.4万円(※)	8.8万円	4.2万円(H22・23年度の全国平均値)
介護保険制度	46.3万円(H21年度)	41.7万円	4.6万円	5.0万円(H21~23年度加重平均)
合計	134.5万円	121.1万円	13.5万円	9.2万円

※公費:約5割、若年者の保険料:約4割、後期高齢者の保険料:約1割。

(参考)

65~74歳		一人当たり 年間医療(介護)費	うち保険料・公費負担	うち自己負担	(備考) 親が負担する保険料(年間)
			年間医療費(65~69)×0.7 年間医療費(70~74)×0.9 年間介護費×0.9	年間医療費(65~69)×0.3 年間医療費(70~74)×0.1 年間介護費×0.1	
医療保険制度(国保、健保等)	65~69歳	45.6万円(H20年度)	31.9万円	13.7万円	0円(高度人材(健保)の被扶養者の場合)
	70~74歳	62.7万円(H20年度)	56.4万円	6.3万円	0円(高度人材(健保)の被扶養者の場合)
介護保険制度	65~74歳	5.2万円(H21年度)	4.7万円	0.5万円	5.0万円(H21~23年度加重平均)
合計	65~69歳	50.8万円	36.6万円	14.2万円	5.0万円
	70~74歳	67.9万円	61.1万円	6.8万円	5.0万円

(注)一人当たり年間医療費は、後期高齢者医療制度は審査支払機関における審査分の医療費(療養費等を含まない)であり、それ以外は「平成20年度国民医療費の概況」による。

一人当たり年間介護費は、「平成21年度介護給付費実態調査」等による。